

## (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員特殊勤務手当規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 75  
最近改正 令和 3. 5. 31 規程 160

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程第 28 条第 2 項の規定に基づき、教職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めるものとする。

### (手当の種類)

第 2 条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高所作業手当
- (2) 汚水内作業手当
- (3) 放射線取扱手当
- (4) 死体処理手当
- (5) 削除
- (6) 緊急診療手当
- (7) 分べん手当
- (8) 昼夜間授業担当手当

### (高所作業手当)

第 3 条 高所作業手当は、大阪市立大学附属植物園の技能職員が、足元不安定な箇所で行う高さ 10 メートル以上の樹木の倒木作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業 1 日につき、220 円（高さ 20 メートル以上の作業については 320 円）とする。

### (汚水内作業手当)

第 4 条 汚水内作業手当は、大阪市立大学附属植物園の技能職員が、園内の水路（コンクリート部分を除く。）若しくはかんがい用池の汚泥若しくは土砂の排除又は浚渫の作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業 1 日につき、390 円とする。

### (放射線取扱手当)

第 5 条 放射線取扱手当は、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する管理区域において、教員が放射線若しくは放射線同位元素による診療検査又はそれに伴う業務に従事し、月の初日から末日までの間に外部から被ばくしたエックス線その他の放射線（以下「放射線」という。）の量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）第 30 条の 18 第 2 項に規定する測定により認められた場合に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1 月につき、7,000 円とする。

(死体処理手当) 第 6 条 死体処理手当は、医学部の解剖学教室、病理学教室又は法医学教室に勤務する技術職員又は技能職員が、人の死体の貯蔵、運搬、洗浄その他の処理作業、人の死体に対する執刀の補助又は人体骨格標本の作成作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、900 円とする。

## 第7条 削除

### (緊急診療手当)

第8条 緊急診療手当は、医学部に勤務する教員で医師又は歯科医師の資格を有するものが、所定の勤務時間以外の時間において勤務に服し、緊急を要する診療に関する業務に従事したときは、次の各号に定める区分に応じ、各号に定める額を支給する。

- (1) 救命救急センター、集中治療部、重症患者病棟、心血管疾患集中治療部及びこれらに準ずるものとして理事長が定める診療部門（以下「救急部門」という。）において、宿日直時間中に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務1回につき 25,100 円
- (2) 救急部門において、所定の勤務時間以外の時間（宿日直時間中を除く。）に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務1回につき 44,600 円（時間外勤務に服した時間が5時間未満の場合にあっては、22,300 円）
- (3) 前号に掲げるほか、所定の勤務時間以外の時間（宿日直時間中を除く。）に緊急を要する診療に関する業務に従事したとき 勤務1回につき 19,500 円（時間外勤務に服した時間が5時間未満の場合にあっては、9,750 円）

### (分べん手当)

第8条の2 分べん手当は、医学部に勤務する教員で医師の資格を有するものが、宿日直時間中の分べんを取り扱う業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、1分べんにつき 10,000 円とする。

### (昼夜間授業担当手当)

第9条 昼夜間授業担当手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 次号に掲げる教員以外の教員が、大学院における夜間の授業を行った場合
- (2) 都市経営研究科及び創造都市研究科において夜間の授業を主として担当する教員が、学部の授業及び大学院における昼間の授業（都市経営研究科及び創造都市研究科における土曜昼間の授業を除く。）を行った場合

2 前項に規定する手当の額は、授業1時限につき次の各号に定める額とする。

- (1) 100分の授業を行った場合
  - ア 教授 6,300 円
  - イ 准教授 5,800 円
  - ウ 講師及び助教 5,200 円
- (2) 90分の授業を行った場合
  - ア 教授 5,700 円
  - イ 准教授 5,200 円
  - ウ 講師及び助教 4,700 円
- (3) 50分の授業を行った場合
  - ア 教授 3,200 円
  - イ 准教授 2,900 円
  - ウ 講師及び助教 2,600 円

### (支給日)

第10条 手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。  
**(令和3年4月16日から法人が指すまでの間における緊急診療手当に関する特例)**
- 2 令和3年4月16日から法人が指定するまでの間において、法人が新型コロナウイルス感染症に罹患した重症患者受入れ病棟に指定する病棟については、第8条第1号に定める重症患者病棟として取り扱う。

**附 則 (令和3.3.31 規程47)**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則 (令和3.5.31 規程160)**

この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月16日から適用する。